

令和6年10月3日

発言者	発言要旨
阿部(恭)委員	今回の補正予算案にある観光誘客総合推進事業の事業内容はどうか。
観光交流拡大課長	7月の大雨被害により大きな被害を受けた最上・庄内地区を対象に、3,000円の宿泊クーポンを1万5,000泊分発行し、観光需要の喚起を図るキャンペーンを実施するものである。実施期間は年末年始を除いた令和6年12月中旬～7年2月末の予定である。補正予算額は4,800万円で、内訳はクーポン費用が4,500万円、事務費が300万円である。
阿部(恭)委員	全県的に大雨被害による風評被害が生じていることから、全国的なPRが非常に重要であると考えているが、当該事業のPR方法はどうか。
観光交流拡大課長	PR方法については現在検討中だが、期間が短いこととオンラインクーポンであることから、基本的には全国に情報を発信していく形でPRを展開する予定である。
阿部(恭)委員	オンラインクーポンとのことだが、インターネット上でのPRになるのか。
観光交流拡大課長	オンラインクーポンの配布と連動させて、本県の観光をPRする特設サイトを新設し、PRを行うことを考えている。
阿部(恭)委員	キャンペーンによる経済効果はどのくらいとなる見込みか。
観光交流拡大課長	トータルでの経済効果は現時点で算出していない。
阿部(恭)委員	キャンペーンの対象が最上・庄内地区の宿泊施設となっているが、風評被害を含め被害は全県的なものとなっている。最上・庄内地区以外の宿泊業者への支援についてはどうか。
観光交流拡大課長	最上・庄内地区のみを対象としたのは、宿泊業のキャンセル件数が圧倒的に多かったためである。これから観光需要が一層伸びる時期の災害だったことから、両地区の今後の観光需要喚起のために事業を展開する。一方で、風評被害は県全域に及んだことから、令和6年12月～7年3月の期間で全県的な冬の観光キャンペーンを併せて実施し、県全域への周遊を促す取組としたい。
阿部(恭)委員	今回の大雨は宿泊業のみでなく飲食業を始め、様々な業種に被害が及んでいる。宿泊クーポンによるキャンペーンが、宿泊業以外にも波及していくような仕組み作りが必要と考えるがどうか。 また、オンラインクーポンの販売から派生して、周辺地域のイベントを周知するような一体的なキャンペーンとなれば良いと考えるがどうか。
観光交流拡大課長	やまがた観光キャンペーン推進協議会で、下期分の地域別キャンペーンを現在計画しており、交通事業者等と連携し、県内周遊の仕組みを新たな

発 言 者	発 言 要 旨
吉村委員	<p>事業として実施できないか検討している。</p> <p>オンラインクーポン事業の事業委託はどのように考えているのか。例えば、クーポンの取扱いはANTA（全国旅行業協会）で行うのか、各宿泊施設で行うのか。</p>
観光交流拡大課長	<p>今回は期間が比較的短いこともあり、OTA（インターネット上だけで取引を行う旅行会社）を活用する予定で事業設計を進めている。</p>
阿部（恭）委員	<p>プロスポーツの振興は地域の盛り上がりに影響があると考えますが、アランマーレ山形への県の支援状況はどうか。</p>
スポーツ振興課長	<p>SVリーグに参戦するに当たり、ライセンスの取得が必要であり、要件の一つにアリーナ席数の確保がある。今シーズンは平均で3,000席以上の確保が要件となっているが、昨年までホームとしていた庄内地域だけの達成は困難であり、県総合運動公園のアリーナを活用し、ホームゲームを相当程度開催することで、当該要件をクリアしている状況にある。また、練習場についても、庄内地域の県有施設を活用してもらっている。</p>
阿部（恭）委員	<p>アリーナ席数の要件は、現在、経過措置期間中であり、2030年までに5,000人以上収容可能なアリーナを整備しないとライセンスが交付されないと聞いている。県として、アリーナ整備をどのように考えているのか。</p>
スポーツ振興課長	<p>現在SVリーグから発表されているライセンス要件は、2030年までに5,000席以上のアリーナ確保のほか、年間売上高6億円以上や親会社から分離独立した運営会社の設置、U-18カテゴリーチームの保有など、非常に厳しいものとなっており、現状ではクリアできていない要件も多々ある。今後、運営母体にアリーナを含めたライセンスの継続的取得に向けた考えを聞いていく予定である。</p>
阿部（恭）委員	<p>地元の祭りに参加し、若年層の人手不足が深刻であると実感した。また、人手不足により、祭り文化の継承が困難と化しているとも聞いているが、地域の祭りへの本県の支援状況はどうか。</p>
県民文化芸術振興課長	<p>県では担い手の確保や後継者の育成について、地域に残る有形・無形の文化財を保存・活用する取組を未来に伝える「山形の宝」として登録し、取組に対する補助等を通して地域で伝統行事を守り伝える活動を支援している。本事業は平成25年度から実施しており、現在33件を認定している。直近の例として、令和5年度に鮭川歌舞伎保存会が地域で行った250周年記念講演での歌舞伎の着付けや隈取勉強会といった若手育成に資する事業に対し支援を行った。このほかにも、祭りや地域の文化財・神社、それらを組み合わせて登録しているケースもあり、それぞれの活動に対し支援を行っている。</p> <p>また、関係者間での課題の共有も大事であると考えており、山形県民俗芸能懇話会を開催し、伝統行事や継承活動に取り組んでいる方々による課題解決に向けた意見交換を実施している。</p> <p>加えて、各ブロックで構成される地域別の民俗芸能懇話会の活動に対しても支援を行っている。民俗芸能懇話会の活動の一つとして、9月16日に</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	民俗芸能フェスティバルを開催し、黒森歌舞伎等の伝統芸能団体に各地域から参加してもらい発表する機会を設けるなどしており、こうした取組を通して担い手の育成等につなげていく。
阿部（恭）委員	認定されている事業者からの感想や要望はどうか。
県民文化芸術振興課長	担い手の高齢化の進行、小学校の統廃合による小学校での普及活動の減少や、若年層の活動への参加困難といった話が出ている。また、会員数の減少により、運営資金が厳しくなっている団体もあると聞いている。
松井委員	山形県立博物館で現在行っているプライム企画展の詳細はどうか。
県民文化芸術振興課長	9月28日より、今年度のプライム企画展として「東北の自然史大図鑑-The Great Natural History of Tohoku-」を開催している。本企画展は、令和5年度に採用された地学専門の学芸員が初めて担当する企画展となっており、地球の自然史を、日本地質学会が選定している東北各県の石を中心に学ぶことを目的としている。山形県の石は、県指定天然記念物のヤマガタダイカイギュウの化石で、通常時はレプリカを展示しているが、今回は貴重な実物化石を6年ぶりに展示している。
松井委員	子どもたちに県立博物館に来てもらうための取組はどうか。
県民文化芸術振興課長	夜の博物館を探検してもらうナイトミュージアムが人気であり、例年8月の夏休み期間に実施していたが、暑さ対策のため、今年からハロウィンナイトミュージアムを開催する予定である。
松井委員	部活動の地域移行が度々クローズアップされているが、文化的な学習の機会においても地域との連携が重要と考える。県立博物館を地域の社会資源として活用していく取組はどうか。
県民文化芸術振興課長	企画展や特別展の実施のほか、県埋蔵文化財センターにおいて、発掘した土器等に学校で実際に触れてもらう出前授業や出前講座を行っている。
松井委員	県立博物館は開館から54年目であり、施設の老朽化が進んでいるが、今年度実施予定の施設修繕の状況はどうか。
県民文化芸術振興課長	県立博物館については、みらい企画創造部において移転整備の検討を進めているところだが、それまでの間、施設を維持する必要がある。展示に係る部分は、展示室のLED化を実施しており今年度中に完了する予定である。また、展示パネルについても年度内の更新を予定している。施設整備部分では、冷温水発生機や空調設備の修繕を現在実施しており年度内に完了予定であるほか、施設設備の劣化度診断を実施しており、その結果に基づき次年度以降も緊急性の高いものから修繕を行っていく予定である。
松井委員	国の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」に、新たに本県も選定されたが、事業の詳細はどうか。
国際観光推進	まず、観光庁では高付加価値な旅行者を、訪日旅行1回当たりの消費額

発 言 者	発 言 要 旨
室長	<p>が1人当たり100万円以上の旅行者と定義している。高付加価値な旅行者は訪日旅行者の約1%だが、消費額は全体の14%を占めており、その多くは大都市圏に集中し、地方への旅行者は非常に少ない状況にある。経済的効果が極めて高いと見込まれる高付加価値な旅行者は、知的好奇心や探求心が強い傾向があるため、その旺盛な好奇心を満たす自然体験や文化体験を通して、地域の自然、文化及び産業を維持していくことが、この事業の狙いである。また、高付加価値な旅行者が本県を訪問することで、山形県のファンになってもらい、口コミ等を通じて幅広い層に本県の魅力が波及していくことも期待される。</p> <p>国ではこの事業に選定された地域に対し、総合的な施策を集中的に講じるとしており、本県が有する雄大な自然と山岳信仰に由来する固有の精神文化を含め県全体の魅力を世界に向けてアピールできる絶好の機会と捉えている。</p>
松井委員	<p>選定に至るまでの県の取組はどうか。</p>
国際観光推進室長	<p>令和5年度は、高付加価値のブランディングを進めるため、観光庁の担当課長や県内の実践者によるワークショップを複数回開催した。その中で、コアバリューとなる精神文化の価値を整理し、機運の醸成を図った。</p> <p>6年度は、県独自事業として高付加価値化につながる具体的な地域資源を特定し、そのコンテンツの造成を進めており、昨年度から進めてきたコアバリューの言語化という作業も並行して行っている。また、観光庁から一定の予算が配分されるため、それを活用して高付加価値な旅行者層を呼び込むための様々な観点からの課題を整理し、今後の大きな取組方針を定めるマスタープランの作成を進めている。このマスタープランの作成に当たっては、専門家のアドバイスは勿論、県内市町村、DMO及び宿泊・交通事業者を含む産業界からのヒアリングも行っている。</p>
松井委員	<p>モデル地域認定により、観光庁からどの程度の予算が措置されるのか。</p>
国際観光推進室長	<p>国では総合的な施策を集中的に講じるとしており、今後、商談会への参加やコアバリューの魅力発信に向けたモニターツアー及び広告宣伝の展開が考えられることから、関係者と協議を進めている。追加選定地域の予算規模は示されていないが、先行地域の例では1地域当たりソフト事業で1億8,000万円を上限として措置されている。</p>
松井委員	<p>経営者と若者との座談会について、県が事務局となっているが、取組の内容についてはどうか。</p>
働く女性サポート室長	<p>令和2年に若年女性の県外転出超過に対応するため設置した若年女性県内就職定着促進協議会において、若者や女性、経営者の意識にギャップがあるのではないかとの意見があり、性別を問わず若者が就職したい魅力ある県内の起業を増やすため、若者の意見を職場作りに生かすことを目的に行っている取組であり、県と県内経済団体との実行委員会形式で実施している。県内企業の経営者と、県内企業に就職若しくは本県ゆかりの若者等が座談会形式で忌憚なく意見交換してもらおうのもであり、出てきた意見をパンフレットにまとめ経済団体の会合や勉強会で活用している。また、</p>

発 言 者	発 言 要 旨
松井委員	<p>座談会の様子を撮影した動画も公開している。</p> <p>若者の県内定着や若者と経営者との相互理解の推進のためにも継続すべき取組と考えるが、公開した動画の周知方法や視聴回数、その反応はどうか。</p>
働く女性サポート室長	<p>経済団体には、会合等で話題に出してもらうことを目的に、動画よりもパンフレットでの周知を行っている。実際に座談会に参加した経営者、若者双方からは、新たな気付きを得たという意見を得ている。動画の視聴回数については把握していない。</p>
関委員	<p>地域経済活性化のための消費喚起策について、事業内容、効果及びニーズはどうか。</p>
商業振興・経営支援課長	<p>地域経済活性化・物価高騰対策事業費補助金については、令和5年12月定例会において可決され、事業を実施した。この事業は5年度だけでなく、予算を繰り越し、6年9月末日までの事業期間で展開した。事業内容は、県直営ではなく市町村が実施する消費喚起策に対して補助するものであり、財源は国補正予算である物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金を10分の10充当している。</p> <p>市町村への補助金の算定方法は、人口1人当たり1,000円としているが、各市町村の実情に応じた消費喚起策を検討・実施するものであり、県から事業内容について指示は行っていない。事業内容としては、商品券配布が7、プレミアム付商品券の販売が12、キャッシュレス決済によるポイント還元等が7、地域内通貨の実施が1、飲食店の割引が1、地域内の独自ポイント付与が2と3、5市町村で38事業が実施されている。事業数が市町村数を上回るのは、3自治体で2事業を行っているためである。</p>
関委員	<p>事業の予算規模はどうか。</p>
商業振興・経営支援課長	<p>予算額は10億2,600万円である。</p>
関委員	<p>物価高騰による消費の低迷などにより、中小規模事業者の不景気感が深まっている。この状況を打破するため、財源確保とともに、更なる消費喚起策の実施が必要と考えるがどうか。</p>
商業振興・経営支援課長	<p>政府において新たな消費喚起策や経済対策は具体的に示しておらず、今後は、まず現況を分析・把握し、その上で前回事業と同規模であれば10億円の財源をどのように確保するのか、検討を進めたい。</p>
関委員	<p>価格転嫁円滑化事業について、県内における価格転嫁の実態及び事業概要はどうか。</p>
商業振興・経営支援課長	<p>例年8月と2月に県内の下請け中小企業を対象に受注動向調査を行っており、8月に価格転嫁の状況を調査している。その結果、約9割の企業から取引先と価格交渉ができていないと回答があった。しかし、その内容は、4割の企業がコスト上昇分の3分の1以下しか価格転嫁・価格交渉できて</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>いない状況であり、県内の価格転嫁の実態はまだまだ苦しい状況と認識している。</p> <p>なお、調査した企業からは、原材料費は比較的取引先が価格転嫁に応じているが、労務費や人件費については応じてもらいにくいとの話があった。労務費はコスト上昇の根拠を示しにくく、また、内部で上昇分をカバーするという従来の考えから、価格転嫁に応じてもらいにくい背景がある。また、見積を却下されることもあり、価格交渉まで言い出しにくいという声もあった。</p> <p>当該事業の内容は大きく分けて二つある。一つが価格転嫁を取引慣行として定着させるための環境の整備であり、令和5年3月に価格転嫁に係る共同宣言を行ったが、共同宣言を行った11団体で連絡協議会を開催し、その協議会で価格転嫁の現状や、優良な取組を共有していく。もう一つは、コスト上昇の根拠が示しにくい労務費における原価計算の方法や価格交渉の際の手法に係る実践的なセミナーの開催といった、適正な価格交渉に向けた技術指導である。</p>
関委員	<p>価格転嫁に係る厳しい状況を把握し、この対応策を打ち出したことは非常に重要と考える。昨年、大手の自動車会社の子会社が下請法違反で再発防止勧告を受ける事例があったが、下請法の拘束力が非常に弱く、指導勧告が中心で罰金も50万円以下である。今回の価格転嫁に係る取組を進めながら、国にも改善に向けた提言や情報提供をすべきと考えるがどうか。</p>
商業振興・経営支援課長	<p>価格転嫁に関する取組は、各自治体のみで実行できるものではなく、大元には国の取組がある。国は価格転嫁に係る相談窓口を各県に設けているが、あまり機能していない印象を受ける。発注元となる企業が価格転嫁を容認しないと、その下の中小企業まで効果が及ばず、また、消費者側でも価格転嫁に伴う値上げを容認するような雰囲気を作る必要がある。これらは国全体で気運を醸成させていく必要があると考える。一方、実質賃金が上昇しないまま、値上げを容認することは生活苦に直結してしまうため、実質賃金を上げるためにも価格転嫁をしっかりと行っていく必要があることから、今回の事業は重要と考えている。</p>
関委員	<p>議第135号「山形県総合文化芸術館（文化機能）の指定管理者の指定について」の指定管理者として提案のあった団体は、現在と同じ団体であるが、現在の指定管理期間中にパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）に係る労災の申し立てがあり、労災認定されている。これは指定管理者の選定基準における法令違反に該当し、欠格事項に該当すると考えるがどうか。</p>
県民文化芸術振興課長	<p>まず経過について順を追って説明する。山形県総合文化芸術館の指定管理者である「みんぐるやまがた」の構成員の一つであるサントリーパブリシティーサービス株式会社（以下「SPS」という。）の元社員より、業務上のやり取り及び指示に関して、山形公務公共一般労働組合（以下「労働組合」という。）に相談があった。令和2年9月に労働基準監督署に労災を申請し、3年3月26日に労災認定を受けている。守秘義務が課されており、労災認定の内容については把握していない。3年2月に元社員が損害賠償及び慰謝料を求め山形地方裁判所に労働審判の申し立てを行い、6年6月22日に調停が成立、両者間の問題は包括的に円満に解決したと認識</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>している。</p> <p>元社員やSPSへの聞き取り、労務災害の認定、調停の成立の過程の中で、指定管理制度所管課とも随時相談しながら対応してきたが、指定管理の取り消しに当たるような法令等の違反事項はないと判断している。</p> <p>なお、SPSからは、全職員を対象としてのハラスメント防止法や下請法等のコンプライアンス研修や業務過多となることのないような職員の増員、人事異動等組織体制の見直しを随時行っていたが、元社員の主張を厳粛に受け止め、業務指導の在り方も含め、働きやすい職場環境作りに改めて力を入れていくと報告を受けている。</p> <p>今回の指定管理の審査に当たっては、労働関係法令の遵守状況を誓約書において確認している。また、現在、SPSにおける同様の事案が発生していないことを聞き取りしており、指定管理が不適合となるような事項は確認していない。</p>
関委員	<p>法令に違反していないことを何を以って判断するかということであり、裁判で判決が出ないと違法行為の有無を判断することはできないのか。</p>
県民文化芸術振興課長	<p>今回の案件は、労使間の業務上のやり取りに関することであり、団体交渉、労働審判の手続きに移行し、その内容の詳細について守秘義務が課されているため、県として詳細を把握することができない状況であった。SPS等への聞き取り等により双方の意見も確認した上で、労働審判の状況を注視し、先の説明のとおり判断した。</p>
関委員	<p>労働審判は違法行為の存否を判断する場所ではないと認識している。労働審判の結果をもって判断することはおかしいと感じるがどうか。</p>
県民文化芸術振興課長	<p>労働審判の結果は包括的に円満に解決をしたということであり、それも一つの解決の方法であると認識している。また、労災認定については、労働者からの請求があった療養費や休業補償について、労働保険に関する個人の申請が認められたということであり、それが直ちに法令違反があったための行政処分ではないという見解もあると聞いている。</p>
関委員	<p>行政処分ではないという見解はどの機関が出した見解か。</p>
県民文化芸術振興課長	<p>労働基準監督署の見解である。</p>
関委員	<p>労働関係法令遵守の要件が指定管理者の選定基準にあるが、労働施策総合推進法はこの労働関係法令に含まれるのか。</p>
県民文化芸術振興課長	<p>パワハラに関する規定が定められている労働政策総合推進法が労働関係法令に含まれることを制度所管課の働き方改革実現課に確認している。</p>
関委員	<p>労災認定が直ちに違法ではないことは理解するが、それが指定管理者の選定において関係ないとはならないのではないのか。働き方改革実現課に確認したところ、関係するか否かはケース・バイ・ケースであるとの回答を得ている。つまり、個別の案件の内容次第ということである。今回、労災認定においてパワハラと認定されている。それを関係しないと、当事者</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>県民文化芸術 振興課長</p>	<p>同士が和解しているから良しとするのはおかしいのではないか。</p> <p>関係ないとした認識はなく、これまでの説明のとおりSPSにも伝えており、SPSからも厳粛に受け止め業務指導の在り方や働きやすい職場作りに努めると報告を得ている。また、毎年コンプライアンス研修や人員の増加等に取り組んでいる状況や、現在パワハラ等の事例は発生していないことも確認しており、団体交渉や労働審判の進展に応じた指示及び対応も行っている。労働審判で調停が成立したことから、両者間のトラブルについては解決したものと判断している。</p>
<p>関委員</p>	<p>和解は、最大利益を目指して双方が協議して合意するものであり、和解したことで違法行為がなかったという判断にはならないのではないか。</p>
<p>県民文化芸術 振興課長</p>	<p>和解の内容や労災認定の内容については守秘義務が課されており、それら全ての内容を把握することができない状況の中で、どのような経緯で判断したかはこれまでの説明のとおりである。</p>